平成２８年（フ）第１７８号
東京都国立市富士見台２丁目24番地の15
債務者　永田　承司
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　智子
4　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６号
静岡県富士市今泉1817番地の１　エグゼコート４―101号室
債務者　立石　達也
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　英寿
4　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第４０６号
岐阜県関市武芸川町谷口408番地１
債務者　鈴木　智晴
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　千鶴
4　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年６月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
鳥取県倉吉市住吉町27番地４　大田貸住宅（旧住所　鳥取県倉吉市下余戸147番地７・従前の住所　鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢369番地７）
債務者　杉山　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　周平
4　破産債権の届出期間　平成28年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月20日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第１５号
鳥取県米子市石井1238番地　特養なんぶ幸朋苑、前住所鳥取県境港市夕日ヶ丘１丁目187番地　県営夕日ヶ丘団地Ｅ棟133
債務者　足立　三郎
法定代理人成年後見人　一般社団法人権利擁護ネットワークほうき
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　和久
4　破産債権の届出期間　平成28年４月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午後３時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第７７号
広島市中区舟入町11番14―505号
債務者　米元　光夫
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宝　明義
4　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目11番14号
債務者　戸高　達雄
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　破産債権の届出期間　平成28年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
宮崎県都城市下長飯町787番地
債務者　相葉　容助
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　大樹
4　破産債権の届出期間　平成28年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月15日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第３６号
北海道檜山郡厚沢部町字鶉861番地
債務者　高須　　栄
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井口　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３０６号
横浜市保土ケ谷区明神台３番３―902号
債務者　竹森　千歳
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　倫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月10日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７号
兵庫県尼崎市潮江３丁目13番８号　ＳＯＥＤ　ＡハイツⅡ中号
債務者　水野　昌克
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５８号
兵庫県尼崎市潮江３丁目13番８号　ＳＯＥＤ　ＡハイツⅡ中号
債務者　水野　　圭（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２号
埼玉県熊谷市柿沼824番地55、住民票上の住所埼玉県熊谷市上江袋807番地１
債務者　相澤　恵美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５号
佐賀県鹿島市大字高津原713番地４
債務者　石丸　亮介
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼橋　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部